

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)

鳥取県収納代理金融機関の指定(会計課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

鳥取県指定金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

◇ 公 告 鳥取県の職員の給与等の状況の公表(人事課)

告 示

鳥取県告示第四百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所におい

て一般の縦覧に供する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 名称

東町第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

- 気高郡青谷町大字青谷字背戸田五五三の一部、五五四の一部、五五五、五五六、五五七―一から五五七―三までの一部、五五九―二の一部、五六五―一の一部、五六五―二、五六六―二の一部、五六六―次一、五六八の一部、五六八―一、五六八―二の一部、五六八―三、五六九―一、五六九(五七〇)合併の一部、五九八の一部、五九九の一部、五九九―一、六〇〇―一、六〇〇―二、六〇〇―三、六〇〇―四から六〇〇―四までの一部、五六〇―四から五六〇―四まで、五六〇五―一、五六〇五―二、五六〇六―一から五六〇六―四まで、五六〇七、五六〇八、五六〇九―一、五六〇九―二、五六一〇の一部、五六一一の一部及び五六一二―一の一部、字越前六三七から六三九まで、六三九―一、六四〇、六四二、六四二―一、六四二、六四三の一部、六四四、六四五から六四八までの一部、六四九―一の一部、六四九―二、六六三―一から六六三―五まで、六六四―一、六六四―二、六六四―四から六六四―八までの一部、六六五―一から六六五―三までの一部、六六五―次一、六六六、六六七の一部、六六八の一部、六六八―一の一部、六六九の一部、六七〇―一の一部、六七〇―二、六七一一の一部、六

一〇七から一〇九まで、一〇九―一、一一〇、一一一の一部、一一二の一部及び一四から一九まで、字中土居二二〇、一二一―一から一二一―三まで、一二二―一から一二二―四まで、一二三から一二六までの一部、一二七から一三〇まで、一三〇―一、一三一―一から一三一―五まで、一三二―二、一三二―三の一部、一三五―二の一部、一三六―一の一部、一三六―二の一部、一三七―一の一部、一三七―四の一部、一三七―一〇から一三七―一三までの一部及び一四〇―一の一部、字上ミ皆地一六五―一、一六五―三の一部、一六五―次一、一六六―一から一六六―五まで、一六六―七の一部、一六六―八、一六七―一の一部、一七一、一七二、一七三―一、一七三―二、一七四、一七五―一、一七五―二の一部、一七七、一七七―二、一七七―三、一七八、一七八―一、一七八―次一、一七九、一七九―一から一七九―四まで、一八〇、一八〇―一、一八一から一八三まで、一八四―一から一八四―三まで、一八四―五から一八四―七まで、一八四―八の一部、一八四―九、一八四―一〇の一部、一八四―一一の一部、一八四―一二、一八四―一三、一八五―二から一八五―五まで、一八五―六の一部、一八五―七及び一八五―八の一部、字中河原二三四―三の一部、二三五―二の一部、二三七―一の一部、二三七―二の一部、二三七―三から二三七―一五まで、二三七―一七の一部、二三七―一八、二三七―一九、二三七―第二、二三八―二の一部、二三八―三の一部、二三八―七の一部、二三八―九の一部、二三八―一三の一部、二三八―一六の一部、二三八―一八の一部、二三八―一九の一部、二四〇の一部、二四一―一から二四一―三まで、二四二、二四二―一、二四二―二、二四二―二―一、二四三、二四三―一、二四四から二四七まで、

二四八の一部、二四九の一部及び二四九―一の一部、字垣内山三六〇の一部、三六一の一部、三六一―次一の一部、三六四の一部、三六五の一部、三六六及び三六六―一、字宮ノ谷三六七、三六七―一から三六七―三まで、三六八の一部、三七二の一部、三七三から三八〇まで、三八二の一部、三八三の一部、三八九―一から三八九―三まで、三九〇、三九一、三九二の一部、三九三、三九三―一、三九三―二、三九四、三九五―一、三九五―二、三九六及び三九六―一、字西山口三九七、三九七―一、三九七―二、三九八の一部、三九九、四〇〇、四〇一の一部、四〇二の一部、四〇三、四〇四の一部及び四〇八の一部並びに字徳ナル四一二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称
半坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域
倉吉市別所字下半坂二一八―一の一部、一一八―二の一部、一一九の一部、一二〇(合併の一部、一二六の一部、一二八の一部、一三〇の一部及び一三〇―一の一部、字半坂峯六三八の一部、六三九―一、六三九―二の一部、六三九―三の一部及び六四〇―一の一部並びに字野口六四二―四の一部、六四二―五の一部及び六四二―六並びにこれらと一体をなす国有地

六 1 名称
穴鴨地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域
東伯郡三朝町大字穴鴨字後庄四三八から四四一までの一部、四四二、四四三の一部、四四五の一部、四五二の一部、四五二の一部、四五五

の 一 部、四五六の一部、四五七、四五八の一部、四五九の一部、四六〇—一の一部及び四六〇—二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七 一 名称

西小鹿地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡三朝町大字西小鹿字前畑七八一の一部及び七八二の一部、字山際一—五四—一の一部、一一五四—二の一部、一一五五の一部、一一五六の一部、一一五七、一一五八—一の一部、一一五八—二及び一一五九—一の一部、字潰谷二—三四—二の一部、一二三六の一部、一二三七、一二三八及び一二三八—二の一部並びに字大月谷二—三九—一の一部、一二三九—四及び一二五一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八 一 名称

下畑地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡三朝町大字下畑一七七—一の一部、一八一の一部、一九二—一、一九二—二の一部、一九三、一九四—一の一部、一九六—二の一部、一九八の一部、一九八—二の一部、二〇二—一の一部、二〇三の一部、二〇五から二〇七までの一部、二一一の一部及び二一二の一部並びに字平内谷七六六の一部、七七〇の一部、七七一、七七二—一の一部及び七七二—二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九 一 名称

島地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字島字西空八六四の一部、八六四—一の一部、八六四—二の一部、八六五の一部、八六六—一から八六六—五までの一部、八六六—六、八六六—七、八六八の一部及び八六九の一部、字要害八七一の一部、八七二の一部、八八一の一部、八八一—一の一部、八八一—二の一部、八八一—三、八八一—四の一部、八八三の一部、八八三—一の一部及び八八四の一部並びに字西屋敷八八六から八八八までの一部、八八九—一の一部、八八九—三の一部、八九一の一部、八九二の一部、八九三—一の一部、八九三—二、八九三—三の一部、八九三—四の一部、八九四の一部、八九五の一部、八九八の一部、八九九—一の一部、九〇二の一部及び九〇二—一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十 一 名称

一ツ屋地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字倉坂字北穴田二—二〇から二—二二までの一部、字中穴田二—二六の一部、一二七の一部、一三三—一の一部、一三四の一部及び一三五—一の一部並びに字下石臼谷二—二八—一から二—二八—三までの一部、一三二九の一部、一三三一の一部及び一三三四—二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 一 名称

福市一区地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

米子市福市一八〇〇の一部、一八〇一の一部、一八〇二—一、一八〇二—二、一八〇二—三から一八〇二—五までの一部、一八〇四

の一部、一八〇五の一部及び一八五五の一部並びに字四ツ塚谷一四
 四一六の一部、一四四一七の一部、一四四二〇の一部、一四
 四二二の一部、一五五二二の一部、一五五二四の一部及び一五六
 一二の一部

十二 1 名称

漆原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡日野町福長字稲荷ノ上へ八三〇から八三二まで一部、字栗
 谷尻山際八三四の一部、八三五の一部、八三七の一部、八三八、八
 三九、八四〇一の一部及び八四〇二並びに字御蔵ノ下タ八四三
 一の一部、八四五二、八四六一の一部、八四七四、八四七
 一六の一部、八四八一の一部及び八四九の一部並びにこれらと一
 体をなす国有地

鳥取県告示第四百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八條第四項の
 規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第
 七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

東漁業協同組合

浦富漁業協同組合

福部村漁業協同組合

酒津漁業協同組合

浜村漁業協同組合

夏泊漁業協同組合

青谷町漁業協同組合

泊村漁業協同組合

中山漁業協同組合

御来屋漁業協同組合

業務開始年月日

昭和六十三年四月一日

鳥取県告示第四百七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
 県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
 の一部を次のように改正し、昭和六十三年四月一日から施行する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

町二丁

本庁

鳥取県鳥取地方農林振興局
鳥取県東部福祉事務所

を

鳥取県庁支店

鳥取市東
目

鳥取県庁支店

鳥取市東町一
目

丁

本庁

に改める。

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

鳥取県庁支店

鳥取市東町一
目

丁

鳥取県東部県税事務所
鳥取県鳥取土木事務所

を

鳥取県庁支店

鳥取市東町一
目

に改める。

鳥取県東部県税事務所
鳥取県東部福祉事務所
鳥取県鳥取地方農林振興局
鳥取県鳥取土木事務所

鳥取県告示第四百八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十三年四月一日から施行する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取県中部農業開発事業所

を

鳥取県中部農業開発事業所
鳥取県立倉吉養護学校

に

皆生通支店

米子市西福原

鳥取県米子児童相談所
鳥取県立整肢学園

を

皆生通支店

米子市西福原

鳥取県米子児童相談所
鳥取県立皆生小児療育センター

に改める。

鳥取県の職員の給与等について

鳥取県知事 西 尾 四 次

昭和68年3月31日

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

公 告

を									
同組合 淀江漁業協	協同組合 御米屋漁業	同組合 中山漁業協	協同組合 赤碕町漁業	同組合 泊村漁業協	協同組合 青谷町漁業	同組合 夏泊漁業協	同組合 浜村漁業協	同組合 酒津漁業協	同組合 賀露漁業協
本所	本所	本所	本所	本所	本所	本所	本所	本所	本所
大字淀江	西伯郡名和町 大字御米屋	西伯郡中山町 塩津	東伯郡赤碕町 大字赤碕	東伯郡泊村大 字泊	気高郡青谷町 大字長和瀬	気高郡青谷町 大字青谷	気高郡気高町 大字八束水	気高郡気高町 大字酒津	鳥取市賀露町
株式会社山陰合同銀行 淀江支店	株式会社山陰合同銀行 御米屋支店	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店	株式会社山陰合同銀行 泊支店	株式会社山陰合同銀行 青谷支店	株式会社山陰合同銀行 青谷支店	株式会社山陰合同銀行 浜村支店	株式会社山陰合同銀行 浜村支店	株式会社山陰合同銀行 湖山支店

に改める。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本合 帳人口(昭 和62年3月 末現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率B/A (全国平均)	昭和60年度 の人件費率
昭和61年度	619,655人	257,491,951千円	817,565千円	81,112,268千円	31.5 (37.3) %	29.7%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 たり給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	合 計 B	
昭和62年度	11,293人	37,062,773千円	6,953,031千円	15,594,624千円	59,610,428千円	5,279千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（昭和62年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小・中学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥 取 県	258,793円	302,692円	40.0歳	254,742円	344,535円	36.9歳	270,768円	309,680円	39.1歳
国	236,872円	—	39.6歳	235,481円	—	38.0歳	273,597円	—	39.1歳

区 分	高 等 学 校 教 育 職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥 取 県	311,241円	356,169円	43.1歳	270,316円	304,044円	43.7歳
国	285,521円	—	39.8歳	215,689円	—	47.5歳

4 職員の初任給の状況（昭和62年4月1日現在）

区 分		鳥 取 県		国	
		決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後
一 般 行 政 職	大学卒	117,900円	130,100円	117,900円	130,100円
	高校卒	99,500円	105,900円	99,500円	105,900円
警 察 職	大学卒	130,000円	150,200円	130,000円	142,900円
	高校卒	111,600円	125,300円	111,600円	125,300円
小・中学校教育職	大学卒	131,100円	146,100円	131,100円	146,100円
	高校卒	105,300円	113,400円	105,300円	113,400円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	131,100円	146,100円	131,100円	146,100円
	高校卒	105,300円	113,400円	105,300円	113,400円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(昭62年4月1日現在)

区 分		経験年数		
		10 年	15 年	20 年
一 般 行 政 職	大学卒	193,142円	253,760円	307,048円
	高校卒	164,017円	212,000円	252,946円
警 察 職	大学卒	209,466円	270,761円	324,300円
	高校卒	175,044円	227,621円	272,376円
小・中学校教育職	大学卒	214,507円	262,156円	324,242円
	高校卒	—円	—円	—円
高等学校教育職	大学卒	216,091円	270,255円	325,178円
	高校卒	—円	—円	245,933円
現 業 職	大学卒	—円	—円	—円
	高校卒	153,823円	191,606円	244,784円

6 一般行政職の級別職員数の状況(昭和62年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
標準的な職務内容	主事、技師	主事、技師	主事、技師	係長、主任、主事、技師	係長、主任	課長補佐、係長、主任	課長補佐	課長	課長	次長	部長	
職員数	154人	411人	454人	250人	74人	1,187人	188人	198人	42人	22人	7人	2,987人
構成比	5.2%	13.8%	15.2%	8.4%	2.5%	39.7%	6.3%	6.6%	1.4%	0.7%	0.2%	100.0%
1年前の構成比	7.0%	12.2%	13.5%	8.1%	0.7%	42.6%	6.3%	7.5%	1.1%	0.7%	0.3%	100.0%
5年前の構成比	8.2%	13.0%	11.0%	7.1%	—%	51.4%	—%	8.2%	0.8%	—%	0.3%	100.0%

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種	一般行政職	警察職	小・中学校教育職	高等学校教育職	現業職
昭和61年度	職 員 数 A	11,563人	3,064人	1,074人	3,788人	1,608人	666人
	昇給期間を短縮して昇給した職員の数B	2,462人	734人	242人	758人	309人	138人
	比 率 B/A	21.3%	24.0%	22.5%	20.0%	19.2%	20.7%
昭和60年度	職 員 数 A	11,624人	3,131人	1,078人	3,755人	1,614人	675人
	昇給期間を短縮して昇給した職員の数B	2,513人	771人	248人	755人	312人	142人
	比 率 B/A	21.6%	24.6%	23.0%	20.1%	19.3%	21.0%

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県		国			
期 末 手 当 勤 勉 手 当 (昭和61年度 支給割合)	6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.5月分	6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.5月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分
	退 職 手 当 (支 給 率)	自己都合 勤続20年	勤奨・定年 21.0月分	28,875月分	自己都合 勤続20年	勤奨・定年 21.0月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度	60.0月分	62.7月分	最高限度	60.0月分	62.7月分
	1人当たり 平均支給額	255千円	24,830千円			
	その他の加算措置		その他の加算措置			
	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
	退職時特別昇給		退職時特別昇給			
	10年以上20年未満勤続	1号給		1号俸		
	20年以上勤続	2号給				
調 整 手 当	支 給 対 象 地 域		特別区・大阪府	北九州市		
	支 給 率		10%	6%		
	支 給 対 象 職 員 数		23人	1人		

(昭和62年4月1日現在)	国 の 度 制 (支 給 率)		10%	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(昭和61年度)		342,686円	
特殊勤務手当 (昭和61年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		42.5%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		67,989円	
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		75	
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	教育業務連絡指導手当、夜間看護手当、医療従事手当、病院業務手当、犯罪捜査手当	
多くの職員に支給されている手当		教育業務連絡指導手当、病院業務手当、公立学校特殊業務手当、夜間特殊業務手当、警ら作業手当		
時間外勤務手当	昭和61年度	支 給 総 額	1,048,430千円	
		職員1人当たり支給年額	91千円	
	昭和60年度	支 給 総 額	1,102,504千円	
		職員1人当たり支給年額	95千円	

(昭和62年4月1日現在)

区 分	対 象 職 員	支 給 月 額	国との異同	
扶 養 手 当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者	15,000円	国の制度と同じ
		配偶者以外の扶養親族のうち2人	4,500円	
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	10,000円	
		その他の者	1,000円	
住 居 手 当	住宅を借り受け月額11,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高18,000円まで支給	
		自宅居住者	新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円	
通 勤 手 当	交通機関等を利用し又は自転車等を使用している通勤している職員	交通機関等利用者	運賃等の額に応じ、最高26,000円まで支給	
		自転車等使用者	通勤距離に応じ、2,000円～10,400円を支給	

(注) 1 期末・勤勉手当については、昭和62年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。

2 退職手当1人当たり平均支給額は、昭和61年度に退職した行政職の職員に支給された平均額である。

9 特別職の報酬等の状況(昭和62年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当(昭和61年度支給割合)
知 事	1,000,000円	
副 知 事	770,000円	6月期 1.4月分
出 納 長	650,000円	12月期 1.9月分
議 長	740,000円	3月期 0.5月分
副 議 長	640,000円	計 3.8月分
議 員	590,000円	

(注) 期末手当については、昭和62年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。